

令和5年2月20日

建設工事入札参加登録者 各位

袋井市財政部財政課

袋井市の建設工事入札最低制限価格・低入札調査基準価格の改正について

令和5年3月1日以降に公告(指名)する入札から、最低制限価格・低入札調査基準価格を設定する際の算定方法を次のとおり改正いたします。

令和5年2月28日までに公告(指名)した入札については、改正前の算定方法によります。

1 改正内容

最低制限価格・低入札調査基準価格の算定にあたり一般管理費の算入割合を引き上げます。

- (1) 最低制限価格 袋井市最低制限価格取扱要綱第3条第4項に規定する一般管理費の算入割合を、国等に準拠して10分の5.5から10分の6.8に引き上げます。
- (2) 低入札調査基準価格 袋井市低入札価格取扱要綱取扱要綱第4条第4項に規定する一般管理費の算入割合を、国等に準拠し、10分の5.5から10分の6.8に引き上げます。

2 最低制限価格・低入札調査基準価格の算定方法

予定価格の基礎となった次に掲げる額の合計額に消費税を加算して得た額とします。

改正前

直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額



改正後

直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
共通仮設費の額に10分の9.0を乗じて得た額
現場管理費の額に10分の9.0を乗じて得た額
一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

- ※ 算定した額が予定価格の10分の9.2を乗じて得た額を超えた場合、または、10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合は、その価格を最低制限価格・低入札調査基準価格とします。

担当： 財政課契約検査室 田邊

メール： zaisei@city.fukuroi.shizuoka.jp

電話： 0538-44-3171(直通)